

令和2年度第1回江別市環境審議会会議録（要旨）

と き	令和2年8月31日（月）午前9時30分～午前10時45分
ところ	江別市民会館37号室
出席者等	委員 【10名】石川英子委員、石川光浩委員、河治昭委員、小関堂寛委員、西脇崇晃委員、水野信太郎委員、吉田磨委員、小島博之委員、野口泉委員、原瑞貴委員 ※井上剛委員、郷仁委員、林重樹委員、村上和吉委員、鈴木恭子委員は欠席
	市長 【1名】三好市長
	事務局 【6名】三上生活環境部長、金子生活環境部次長、田中環境室長、近藤環境保全係長、稲垣環境保全係主任、酒井環境課主査
	傍聴者 なし
1 委嘱状交付	市長より委嘱状を交付
2 市長あいさつ	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>委員の皆様には、日頃から環境行政をはじめ、市政の各方面にわたりまして、様々なご支援とご協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。</p> <p>ただいま、委嘱状を交付させていただきました。皆様には、コロナ禍の中、また公私ともにご多忙中にもかかわらず、快くお引き受けいただきましたこと心より感謝申し上げます。</p> <p>昨日は、東京での新型コロナウイルス感染者数が148人ということでございます。少しずつ減少傾向になりまして、専門家の皆様には7月末がピークではないかというお話がございます。</p> <p>しかしながら、今後のインフルエンザの問題等も指摘されておりまして、引き続きコロナに関連する対策、感染症対策を万全にしていかなければならないと思っております。そのような流れの中での審議会の開催でございます。今ほど、司会の方から話していただきましたけれども、委嘱状交付に当たりまして、お名前を讀まずにお渡しをさせていただきました。飛沫感染防止の観点でございます。今後の審議会におきましても、コロナ対策をした上で、審議会の会議を進めていかなければならないと思っております。そうなりますと、委員の皆様には大変ご不便をおかけすることが多かろうと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、市の総合計画「えべつ未来づくりビジョン」でございますが、今年で7年目を迎えます。そのまちづくりの基本理念の一つに「環境にやさしいまち」を掲げてございます。市の豊かな自然を次代に引き継いでいく、再生可能エネルギーの問題、ごみの資源化の推進、さらには、自然と触れ合うことにより、人と自然が共生するまちづくりを目指すとしているところであります。</p> <p>また、市の環境基本条例の前文には、私たちは良好な環境を保全し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っている、と記されてございます。</p> <p>これらの理念や計画を達成するためには、環境管理計画を推進するとともに、環境マネジメントシステムを市民、企業、団体、市などがそれぞれの役割に応じ相互協力の下、「環境にやさしいまち」の実現に努めることとしてございます。</p> <p>本審議会は、環境基本条例に基づきまして設置された審議会でございます。本日はこの後、会長・副会長の選出を行いまして、「えべつの環境2019」などの報告のほか、騒音・振動規制地域の追加指定についてのご審議をお願いすることとしてございます。委員の皆様には、それぞれの専門性等のお立場から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、そのことを江別市の環境施策に反映し、環境に配慮されたまち江別を形成してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>最後になりますが、改めて本審議会の委員をお引き受けいただきましたことに</p>

	心から感謝申し上げますとともに、コロナ禍での審議でございます。先ほど申し上げましたとおり、様々な形でご不便をおかけすることとなりますけれども、審議会の会議にご協力を賜りますことをお願い申し上げます。開会に当たっての私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
酒井主査	ありがとうございました。
3 環境審議会	
3-1 開会	
酒井主査	それでは、これより令和2年度第1回江別市環境審議会を開催いたします。本日の委員の皆さんの出席状況であります。15名中10名の出席ですので、江別市環境審議会規則第5条第3項の規定を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。
3-2 委員等紹介	
3-2-(1) 委員自己紹介	
酒井主査	それでは、改選後、本日が最初の審議会ですので各委員の紹介を行いたいと思います。本来であれば私どもから紹介すべきところですが、自己紹介の形とさせていただきます。委員の皆様から、お名前とともに所属などを簡単に結構ですので、席順に従って一言ご挨拶をお願いいたします。石川英子委員からお願いいたします。
委員一同	(石川英子委員から着席順に、所属等自己紹介)
酒井主査	ありがとうございました。委員の皆様の名簿をレジユメの1ページに記載しております。本日、江別青年会議所の井上剛さん、江別医師会の郷仁さん、江別商工会議所の林重樹さん、江別工業団地協同組合の村上和吉さん、環境推進員の鈴木恭子さんの5名の方が所用のため欠席されておりますので、以上15名が本審議会の皆様になります。よろしくお願いいたします。
3-2-(2) 事務局職員紹介	
酒井主査	続きまして、本審議会の事務を所管しております生活環境部の職員につきまして紹介させていただきます。生活環境部長の三上でございます。生活環境部次長の金子でございます。環境室長の田中でございます。環境課環境保全係長の近藤でございます。環境課環境保全係主任の稲垣でございます。改めまして、私は、環境課環境計画推進担当主査の酒井でございます。よろしくお願いいたします。
3-3 議事	
3-3-(1) 会長・副会長の選出等について	
酒井主査	それでは、議事に入ります。座らせて説明させていただきます。次第3の(1)会長・副会長の選出等についてですが、江別市環境審議会規則第4条第1項の規定により会長、副会長それぞれお一人を皆様の互選により選出することとなっております。互選の方法について、皆様にお諮りいたしますが、どのように選考したらよろしいでしょうか。何かご意見はないでしょうか。
委員一同	(意見なし)
酒井主査	特にご意見がなければ、事務局から提案させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

酒井主査	ありがとうございます。それでは、事務局案といたしましては、従前より、そのご経験やご経歴などを踏まえ、前期から引き続きお務めいただいている方々に引き続きお願いできれば円滑に議事が進むのではないかと考えますので、会長には、水野信太郎委員を、副会長には、石川光浩委員を推薦いたします。いかがでしょうか。
委員一同	(異議なし)
酒井主査	ありがとうございます。 皆様からのご賛同がいただけましたので、水野信太郎委員、石川光浩委員がよろしければ、事務局案のとおり決定したいと存じますが、いかがでしょうか。
水野委員 石川(光)委員	(承諾)
酒井主査	ありがとうございます。 それでは、皆様のご賛同と水野信太郎委員、石川光浩委員のご了解をいただきましたので、会長には、水野信太郎委員、副会長には、石川光浩委員にご就任いただきます。 水野会長、石川副会長、恐れ入りますが中央席にお移りいただけますでしょうか。
水野会長 石川副会長	(席を移動)
酒井主査	それでは、両委員に就任のご挨拶をいただきたいと存じます。まずは、水野会長、よろしく願いいたします。
水野会長	初めてご挨拶申し上げます。北翔大学、水野信太郎でございます。腰かけたままお許しください。 例年になく新しい任期を皆さんにお引き受けいただきました江別市環境審議会でございますが、私ども江別市だけではなく、日本全体、世界全体が経験のない、相手の正体がよくわからない、そういうものと手探り状態で、けれどもみんなの命を守らなければならないという世界共通の課題に面している時です。 実は、この環境審議会というのは、市民の命と健康、そしてもう一つ大きなことを言わせていただきますと、子どもたちの教育、そして資産、住宅も学校施設も含めまして、それだけではなく農業製品、地場産品、それに対する評価、そういうものも含めた、目に見えないものも含めた資産を守り、そしてより向上させていく、そういうことすべてに関わる審議会でございます。江別市のいろいろな審議会の中で、一番大事だと言う言い過ぎかもしれませんが、「もっと大事な審議会がありますよ」とほかの審議会の先生方からのお声が掛かるかもしれませんが、今、最も世界的な課題となっておりますこの嫌な話題も含めまして、この審議会が関わる案件でございます。 本日は、報告2件、そして審議もしていただきます。審議には、協議ということも含まれると思いますが、審議事項も本日、早速1件でございます。そのようなことで、審議委員の皆さんのお力添えを借りながら、なんとか進めていきたいと思っております。例年ですと新しい任期ですので、皆さんのところへご挨拶に伺ってございましたが、今日は、たまたまお隣に座っておられました酪農学園大学の吉田先生、50音順で並べてくださったのだらうと思っておりますが、吉田先生がたまたまお隣だったのでご挨拶したというだけでございます。初めて委員になってくださった方から見ますと、会議室の隅でじっとしている変な男という印象をお持ちになったかもしれませんが、とにかく今回は距離をとるようにと、その中での会議でございますので、お許しをいただきたいと思っております。どうぞ、今後ともよろしくお願い申し上げます。
酒井主査	ありがとうございました。石川副会長、お願いいたします。
石川副会長	改めまして、北海道電力総合研究所の石川と申します。よろしく願いいたします。副会長を拝命いたしました。1年間、よろしくお願いいたします。 また、水野会長からもお話がありましたけれども、これからの経済活動とか生産活動においても、環境の影響評価というのがありきで進むと思っています。環

	境問題、非常に大切だと認識しておりますので、皆さんご協力の下、この審議会が有効に機能できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
酒井主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、江別市環境審議会規則第4条第4項の規定により、会長、副会長ともに事故があるときのために、あらかじめ会長が職務代理者を指定しておくことになっております。これにつきましては、水野会長から後日指定をいただき、結果を皆さんにお知らせしたいと思います。</p> <p>ここで、三好市長は公務がありますので、退席させていただきます。</p>
	(市長退席)
酒井主査	<p>それでは、議事に入ります前に、事前にお送りしておりました本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>本日の資料は、次第を記載しておりますレジュメ、資料1として令和元年度環境教育等実績概要、資料2として令和元年度環境課関連イベント、資料3として令和2年度の環境課関連イベントなど、資料4-1から4-2として騒音・振動規制地域の追加指定について、別冊としてえべつの環境2019です。</p> <p>以上でございますが、過不足はございませんか。</p>
3-3-(2) 議事	
3-3-(2)-7 「えべつの環境2019」について	
酒井主査	<p>それではこれから議事に入りますが、ここからは、会長が議長となり進めていただきたいと思います。</p> <p>水野会長、よろしくお願いいたします。</p>
水野会長	<p>マスクをしたまま、マイクを使用させていただきます。</p> <p>それでは、これ以降、私が議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日、報告事項が2つございます。報告事項ア、えべつの環境2019についてを事務局から説明をお願いします。</p>
酒井主査	<p>私の方から説明させていただきます。</p> <p>報告事項ア、えべつの環境2019の概要について、ご説明いたします。</p> <p>事前にお配りしましたえべつの環境2019は、毎年、環境課で発行しているもので、こちらについては、平成30年度の各種環境施策や環境調査の概要について掲載しております。</p> <p>なお、各調査の数値は、北海道や国などが実施する調査結果を待ってからの発行となるため、一昨年、平成30年度の調査数値となっております。</p> <p>表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。</p> <p>えべつの環境2019は、5つの章で構成しております。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>第1章江別市のあらましでは、江別市の沿革・地理・気象等の概要を簡単に掲載しております。</p> <p>次に、3ページをご覧ください。</p> <p>第2章環境行政のあらましについてです。こちらは、環境課の所管する条例、審議会等や各種調査の内容、環境教育・環境関連イベントの概要について記載しております。環境課の所管する条例は、3ページから4ページに記載のとおり、江別市環境基本条例、江別市公害防止条例、江別市緑化推進条例となっており、審議会は、この環境審議会と緑化推進審議会の2つとなっております。</p> <p>8ページから10ページに記載している環境教育・環境関連イベントについては、後ほど報告事項イの環境教育等の実施状況についての中で報告させていただきます。</p> <p>次に、11ページをご覧ください。</p> <p>第3章生活環境保全についてです。大気や水質、騒音などの環境調査結果等について記載しております。</p> <p>環境調査について、簡単にご説明いたします。</p> <p>まず、これらの調査は、市民の皆様の生活環境を公害などから守るため、江別</p>

	<p>市内の工場から出る排水、河川の水質、自動車の騒音、大気中のダイオキシン数値などを測定し、法令によって定められた基準をクリアしているかどうかを調査しているものです。</p> <p>この法令による基準とは、環境基準と呼ばれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定されているものです。</p> <p>平成30年度に実施した調査は、大気汚染物質の常時監視、生活環境項目および健康項目の河川水質調査、工場排水分析調査、騒音測定、その他ダイオキシン類調査等を行っております。</p> <p>大気汚染物質の測定は、篠津の北光小学校の敷地内および野幌町のザ・ビッグ横のかわなか公園の敷地内の2か所で、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質を測定しており、平成30年度は、これらの測定項目すべてにおいて環境基準をクリアしています。</p> <p>また、13ページの河川水質調査においては、有機汚濁の主要指標であるBOD（75パーセント値）が昨年より若干上下している地点が一部にあるものの、おおむね環境基準をクリアしています。その他、15ページの騒音調査は6地点で調査を行っており、ダイオキシン類調査は大気、土壌、水で調査をしており、いずれも環境基準を満足する結果となっております。</p> <p>各種調査の詳細については、大変申し訳ございませんが、34ページ以降の環境調査関係等資料に掲載しておりますので、後ほどご覧ください。</p> <p>次に、20ページをお開きください。</p> <p>第4章自然環境保全では、江別市の自然環境の概要について記載しております。</p> <p>江別市は、野幌森林公園をはじめとして豊かな自然に囲まれたまちです。自然環境に関する取り組みについては、市の名木である保存樹木・指定樹木の指定や野生生物などに関する各種情報提供を行うなどの取り組みを行っております。先日、緑化推進審議会を開催いたしまして、保存樹木の追加指定を行ったところでございます。</p> <p>次に24ページをご覧ください。</p> <p>第5章地域環境保全では、江別市で行っている環境管理計画や環境マネジメントシステム、地球温暖化対策実行計画について記載しております。</p> <p>江別市環境管理計画は、24ページに記載のとおり、計画期間を平成7年度から令和5年度までの30年間とし、10年ごとに推進計画を策定しております。現在は、平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間とした後期推進計画を推進しており、平成30年度には、中間年の見直しとして、こちらの環境審議会に諮りご意見をいただいたところでございます。24ページから30ページにかけては、環境管理計画に掲げている4つの環境目標、7つの環境施策の柱に対する平成30年度の具体的な取り組み結果について記載しております。</p> <p>31ページ以降は、環境マネジメントシステムの取り組み結果や地球温暖化対策実行計画の取り組み結果について記載しております。</p> <p>簡単ではありますが、説明については以上です。</p>
水野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまのえべつ環境2019に関しまして、お尋ねの内容などございませんでしょうか。</p> <p>委員の方は、各推薦団体の代弁者としてこちらに出席していただいておりますので、確認しておきたいことなどがあれば遠慮なくご発言をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員一同	(質問なし)
3-3-(2)-イ 環境教育等の実施状況について	
水野会長	<p>それでは、後ほどお気づきのことがあれば戻っていただいて結構ですので、報告事項の2番目イ、環境教育等の実施状況についてを事務局から説明をお願いします。</p>
近藤係長	<p>環境保全係長の近藤でございます。座って説明させていただきます。</p> <p>報告事項イ、環境教育等の実施状況についてをご説明させていただきます。</p>

右上に資料1と書かれましたA3判の1枚ものの資料をご覧ください。こちらの資料を中心に説明いたします。

この資料では、環境課が実施する環境教育等の実施状況を市民向け、子ども向け、総合的な環境イベントの3つに分けて記載をしております。令和元年度の実施状況につきましては、前回、2月の審議会でも2月時点の実績に基づいて一度説明している経過もございますので、このたびは表の右側に囲みで示しております、令和2年度の実施予定を中心に説明してまいりたいと思います。

令和2年度の環境教育事業ですけれども、限られた財源を有効に活用しつつ、時機に即したテーマによる事業の展開を図るため、実施内容を精選して一部の事業について内容の見直しを図っております。

また、新型コロナウイルス感染症がいまだに収束していない状況に鑑みまして、実施を中止した事業があるほか、実施形態を変更したもの、その他の事情により休止となった事業がございます。今年度を実施する事業につきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策を図った上で行うものでありますことを、初めにお断りをさせていただきます。

初めに、市民向け事業の①えべつ市民環境講座ですが、さまざまな視点から環境について考える講座を、令和2年度につきましても全5回、9月8日（火）から11月11日（水）にかけて開催する予定でございます。

続きまして、②の出前ミニエコ講座です。これは集合型の講座になかなか出かけられない方を対象に、暖房費の節約術やエコグッズの紹介などをテーマとした外部講師による講座を実施するものです。令和2年度は9月と2月の2回、実施を予定しておりましたが、9月については新型コロナウイルスの影響により実施しないこととなり、今のところは令和3年2月の1回のみの実施予定でございます。

一つ飛ばしまして、子ども向けの事業についてご説明いたします。

④の環境出前授業ですが、1つ目は、酪農学園大学環境GIS研究室による空中写真を使用した出前環境授業です。令和2年度につきましては、事業内容の見直しにより休止となっております。

2つ目は、ソーラー発電出前教室です。令和2年度は、事業者側からの申出により休止となっております。

続きまして、⑤のごみ減量体験講座です。身近な暮らしから出るごみをテーマに模擬店での買い物ゲームを通して、ごみの減量と江別市のごみの収集や処理の仕組みなどを学ぶ内容となっております。令和2年度につきましても小学校13校での実施を予定しており、既にいくつかの小学校で実施されているところであります。

続きまして、⑥の出前環境学校事業です。これは、放課後児童会などを対象にゲームや紙芝居を通して、エネルギーや環境保全、自然環境などを学ぶ内容です。令和2年度についても、実施希望のあった8施設での実施を予定しています。

続きまして、⑦の夏休み環境学校、水辺の自然塾です。これは小学校4年生から6年生を対象に、川に入っただけの魚とりや生き物の観察、川流れなどを体験し、水辺の環境に触れ合う体験の中から自然の大切さを学ぶものです。実施場所は、これまで早苗別川で実施していましたが、令和元年度から市内篠津の石狩川に変更となっております。これは、平成30年度までの実施場所であった早苗別川が、令和元年の6月から7月にかけて行われた改修工事の影響で河川の環境が大きく変わり、水の量が減ったり生き物の数が大きく減ったりするなど、実施に適さない状況となったことによるものであります。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止となっております。

続きまして、⑧の夏休み環境学校、弁天丸・ボートで学ぶ石狩川と千歳川です。これも小学校4年生から6年生を対象に、北海道開発局札幌開発建設部の調査船弁天丸で石狩川を調査するほか、千歳川でのボート乗船体験などを通して、ふるさとの自然やその歴史に触れるものです。これも令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により中止となっております。

続きまして、⑨のソーラー発電教室です。これは、小学校の冬休み期間中に例年実施していたものですが、令和2年度は、ソーラー発電出前教室と同様に、事業者側からの申出により休止となっております。

	<p>そして、最後の⑩ですが、江別市では総合的な環境イベントとして、えべつ環境広場を開催しています。毎年6月の環境月間に合わせ、えべつ地球温暖化対策地域協議会との共催で開催しているものです。</p> <p>例年ですと、野幌公民館を会場にして、環境関連団体や企業、大学などによる展示のほか、映画上映会やトークイベント、スタンプラリー抽選会などを開催していましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響を踏まえて実施形態を変更し、9月13日（日）にオンライン上での開催を予定しています。</p> <p>具体的には、インターネット上でえべつ環境情報広場というホームページから動画共有サイトのYouTubeへアクセスし、トークイベントをリアルタイムでご覧いただくほか、例年環境広場に出展している団体が作成した動画を視聴していただくということを予定しております。</p> <p>以上、環境教育等の実施状況を令和2年度の実施予定を中心に説明させていただきました。併せてお配りしている資料2では、資料1に記載している以外のものも含めた令和元年度の環境課関連イベントの実施結果を日程順に記載しています。資料3では、令和2年度の環境課関連イベントの実施予定を紹介しております。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
水野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、環境教育等の実施状況についてを説明いただきました。ここまでの説明について、質問などございませんでしょうか。</p> <p>資料1だけではなく、資料2、資料3までございます。ただ、説明がありましたとおり、今年はこういう状況でございますので、計画しておりました内容を実施できないという状況も報告がございました。</p>
野口委員	<p>北海道立総合研究機構の野口です。</p> <p>太陽光発電啓発事業について、現在の状況と今後の見込みと伺いますか、どういう形で進めるのか、もしくは変わっていくものがあれば教えていただきたい。</p>
近藤係長	<p>太陽光発電啓発事業につきましては、ここに簡単に記載しておりますけれども、経済産業省のモデル事業から始まった事業であり、当初、研究会を組織し研究が行われていましたが、研究会の研究は平成26年度をもって終了しております。平成27年度からは江別市単独で研究を継続しております。研究内容を具体的に申しますと、パネルや架台など設備の劣化や老朽化の進み具合を検証、追及していくというものでありまして、当面は、新しいテーマを設けてという形ではなく、今の形態で研究を継続していくということで考えております。</p> <p>以上です。</p>
野口委員	<p>太陽光発電に関しましては、FITや車両のリソースも視野に入れて、また太陽光パネル自体も劣化してリサイクル・リユースというものを考える時期になってきています。たぶん江別市内でも家庭に付いている太陽光パネルが、かなり廃棄に出てくる可能性があり、そうするとガラス部分くらいしかリサイクルがうまくできないという報告もあります。今後、啓発だけではなく、廃棄になった太陽光パネルをどう処理していくのかを考えていかなければならないと思っております。その辺は、将来的にどのくらい江別市で廃棄が出てくるのか、それらを単純にリサイクルするのではなく、発電効率が多少下がっていても、使えるものはリユースでさらに集めて発電するという考え方もありますので、そういったことも含めて、江別市内の太陽光パネル、民間のものもあるでしょうし、家庭のものもあるでしょうし、どれくらい廃棄が出てきそうなのかという見積りをするとか、それらをどのようにリサイクル・リユースするのかということを検討していくとか、そういったところも今後踏み込んでいただければ良いかと考えております。もし、可能であればご検討いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
水野会長	<p>ありがとうございます。将来的な課題も含めてお教えをいただきましてありがとうございます。</p> <p>ほかに、今の環境教育等の実施状況についてお尋ねなどございませんか。よろしいでしょうか。</p>

	質疑終了
3-3-(3)-7 騒音・振動規制地域の追加指定について	
水野会長	<p>それでは、次は報告で聞いていただくだけではなく、審議をしていただこう、より重要な内容でございます。審議事項、1点だけ用意をしていただいております。騒音・振動規制地域の追加指定についてという大切な内容でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
近藤係長	<p>引き続き、私から審議事項ア騒音・振動規制地域の追加指定についてをご説明いたします。</p> <p>資料は、4-1と4-2の2つでございますが、主に、お手許の資料4-1で説明させていただきます。資料4-1はA4判の2枚もので3ページ、資料4-2も同じくA4判ですが、これは関連する内容を詳しく載せさせていただいているもので、ページ数は1ページから10ページまでとなっています。あと、皆さんのお手元に差し替え願いますということで、1、2ページとある1枚を置かせていただいておりますが、内容には影響はなく、項目の番号付けに誤りがありましたので差し替えをお願いしたいところであります。</p> <p>それでは、説明に移らせていただきます。</p> <p>資料4-1の1ページをご覧ください。ここでは、騒音規制法と振動規制法に基づく騒音・振動規制地域の追加指定の対象となる区域の状況とその具体的な場所を示しています。</p> <p>まず、1ページの上半分の1区域の状況ですが、対象となる区域は二つあります。その下の2対象となる区域の図と併せてご覧いただければと思います。</p> <p>1つ目は、①元江別736-37他と対雁113-21他の約16ヘクタールで、用途地域が第1種低層住居専用地域となっており、もう1つは、②対雁101-10他の約1ヘクタールで、用途地域が第1種住居地域となっております。</p> <p>この区域は、1区域の状況の表の左から3列目、経緯と現況に記載のとおり、平成12年3月に元江別地区が都市計画区域に編入され、このうちの一部地域、いずみ野小学校が所在する4.3ヘクタールについては、平成12年度に住居及び学校等の建築状況を考慮して、騒音・振動規制地域に指定されております。残りの区域については、住居の用に供されている土地利用の実態がなかったことから、規制地域の指定を見送っていたものであります。いわば無指定の状況でした。</p> <p>しかしながら、市街化区域の編入から20年が経過し、昨年からは民間事業者による宅地造成が開始されるなど、土地利用の状況がここに来て変化してきております。このため、地域の実態に適合した騒音・振動の規制等を行うため、規制地域の追加指定を行いたいと考えております。</p> <p>追加指定する原因としましては、表の右から2列目にも記載していますが、①の用途地域が第1種低層住居専用地域となっている区域では、その大部分において、民間事業者による宅地造成工事が昨年4月から開始され、現在も進行中であるためでございます。②の用途地域が第1種住居地域となっている区域では、都市計画道路の予定地となっているためであります。</p> <p>指定後の規制地域の区分がどうなるかといいますと、表の最も右の列に記載しておりますとおり、いずれも無指定であったところ、①の区域は、騒音・振動ともに第1種区域となり、②の区域では、騒音が第2種区域、振動が第1種区域となります。</p> <p>騒音規制法や振動規制法では、都道府県知事や市長・特別区長は、住民の生活環境を保全するため、騒音や振動について規制する地域を指定することとされており、江別市の区域内の地域においては、江別市長が定めることとされています。</p> <p>また、指定地域の区域の区分は、国において原則として用途地域の区分に従うこととされています。</p> <p>用途地域と区域の区分との関係につきましては、2ページの3用途地域と区域の区分にまとめて載せていますので、後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>また、区域の区分と用途地域、そして区域の概要の詳細につきましては、騒音については資料4-2の2ページの下半分に、振動については資料4-2の3ペ</p>

ージの上にそれぞれ載せていますので、これらも後ほどご確認いただければと思います。

ここからは、具体的な基準にかかわる説明に移らせていただきます。資料4-1に戻りまして、2ページの中ほどの騒音の規制基準について説明いたします。

騒音については、指定地域内で騒音を発生する恐れのある施設を設置する工場や事業場、いわゆる特定工場等を対象とする工場・事業場騒音と、指定地域内で行われる建設工事のうち、くい打ち機や空気圧縮機などを使用する建設作業、いわゆる特定建設作業で発生する建設作業騒音が規制の対象となります。このほか、指定地域内における自動車騒音については要請限度が定められております。これらは、資料4-2の1ページの1規制の対象などのところで、上の3つの囲みで示した内容に対応するものであります。

また、工場・事業場騒音と建設作業騒音については、それぞれ届出の義務があります。そのあたりの詳しい内容については、資料4-2の1ページの中ほどから下のあたりに記載していますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、資料4-1の2ページ、4騒音の規制基準の表の説明に戻りまして、この表の左から順に基準値について説明いたします。まず、特定工場等において発生する騒音は、①の第1種区域では、昼間が45デシベル、朝・夕と夜間がともに40デシベルとなっており、②の第2種区域では、昼間が55デシベル、朝・夕が45デシベル、夜間が40デシベルとなっております。

なお、騒音の目安については、資料4-2の9ページの中ほどのところにイラスト入りの図を載せておりまして、例えば40デシベルですと、昼間の戸建住宅地や図書館の館内に相当するとされています。

特定工場等に対する騒音の規制基準ですが、第4種区域までを含めた全体については、資料4-2の3ページの中ほどから下の①騒音の規制基準のところに載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

では、資料4-1の2ページ、4騒音の規制基準の説明に戻りまして、中ほどの列の特定建設作業で発生する騒音の場合について説明いたします。指定地域内で行われる建設工事のうち、特定建設作業に該当する場合の基準値は85デシベルとなっております。

なお、特定建設作業については騒音の大きさのほか、作業時間帯と1日の作業時間に規制があります。資料4-2の4ページ、(2)特定建設作業に対する規制に詳細の説明がありますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、資料4-1の2ページの騒音の規制基準の表の一番右端にあります、指定地域内における自動車騒音の要請限度について説明をいたします。騒音規制法の規定では、指定地域内で自動車騒音が要請限度を超過していることにより、周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、市町村長は都道府県公安委員会に対して改善を要請したり、道路管理者等に意見を陳述したりすることができるとされています。要請限度の範囲は、昼間が65デシベルから75デシベル、夜間は55デシベルから70デシベルの範囲とされています。具体的な内容につきましては、資料4-2の5ページに、ア市長が定める区域の区分とイ自動車騒音の要請限度を記載していますので、そちらをご覧いただければと思います。

続いて、資料4-1の2ページの一番下にあります振動の規制基準について説明いたします。

振動につきましても、資料4-2の1ページに記載の下の3つの囲みで示しているとおり、騒音の場合とほぼ同様に、指定地域内で振動を発生する恐れのある施設を設置する工場や事業場、いわゆる特定工場等を対象とする工場・事業場振動と、同じく指定地域内で行われる建設工事のうち、くい打ち機やブレーカーなどを使用する建設作業、いわゆる特定建設作業で発生する建設作業振動が規制の対象となります。このほか、指定地域内における道路交通振動については要請限度が定められております。

また、届出義務や行政措置についても騒音の場合とほぼ同様となっております。

では、表の左から順に基準値について説明しますと、まず特定工場等において発生する振動は、①、②ともに第1種区域であり、昼間が60デシベル、夜間が

55デシベルとなっています。

振動の目安については、資料4-2の10ページにイラスト入りの図を載せています。例えば、今説明いたしました夜間の55デシベルは、部屋の中でお茶でも飲みながらつろいでいるときに感じるような振動のレベルかと思えます。

特定工場等に対する振動の規制基準の第2種区域も含めた全体については、資料4-2の3ページ一番下の②振動の規制基準の表にまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、資料4-1の2ページ、5振動の規制基準に戻りまして、特定建設作業で発生する振動の場合について説明いたします。指定地域内で行われる建設工事のうち、特定建設作業に該当する場合の基準値は75デシベルとなっております。

なお、振動の場合も特定建設作業については大きさのほか、作業時間帯と1日の作業時間などに規制があり、騒音の場合と同様となっております。詳細は、資料4-2の4ページ中ほどの②振動の規制区域をご覧いただければと思います。

続きまして、資料4-1の2ページ、5振動の規制基準の一番右端の列の道路交通振動の限度について説明いたします。指定地域内で道路交通振動が要請限度を超過していることにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、市町村長は道路管理者や都道府県公安委員会に対して改善を要請することができますとされています。①の区域も②の区域も第1種区域ですので、昼間が65デシベル、夜間は60デシベルとされています。

具体的な内容につきましては、資料4-2の6ページに記載しておりますので、そちらをご覧ください。

続いて、資料4-1の3ページ、6騒音に係る環境基準について説明いたします。

先ほど、えべつの環境の説明のところでも若干触れましたが、環境基準とは、環境基本法の規定によりますと、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、規制基準とは意味合いが異なるものです。環境基準の基準値は、地域の類型及び時間の区分ごとに設定されており、各類型を当てはめる地域の指定は都道府県知事のほか、市の区域内の地域については市長が行うこととなっております。

それでは、3ページの6騒音に係る環境基準の表をご覧ください。①の用途地域が第1種低層住居専用地域となっている区域は、地域の類型がA地域、②の第1種住居地域となっている区域は、地域の類型がB地域となっております。

A地域とは、騒音規制法に基づく指定地域のうち、第1種区域及び第2種区域の一部が該当することから、第1種低層住居専用地域である①の区域はこれに該当します。B地域とは、指定地域のうち第2種区域の一部、具体的には、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域が該当し、第1種住居地域である②の区域はこのB地域に該当します。

続いて、隣の列の地域の区分について説明をいたします。地域の区分は、一般地域と道路に面する地域の二つがあり、適用される基準値に違いがあります。

①のA地域では、一般地域が昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下、道路に面する地域が昼間60デシベル以下、夜間55デシベル以下となり、②のB地域では、一般地域が昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下、道路に面する地域が昼間65デシベル以下、夜間60デシベル以下となります。

なお、一般地域とは、国では道路に面する地域以外の地域として定義しておりまして、対象とする騒音は、営業騒音や近隣生活騒音などの、いわゆる人間活動により発生する騒音とされています。騒音に係る環境基準の地域類型の種別と用途地域との関係や地域ごとの具体的な基準値などの詳細は、資料4-2の7ページから9ページにかけて記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

最後に、ここまでの説明の途中でも若干触れましたが、騒音の目安については、資料4-2の9ページの中ほどのところに、振動の目安については10ページに、それぞれイラスト入りで載せています。これらをご一読いただければ、それぞれ

	<p>の度合いのイメージがしやすいかと思います。      以上で私からの説明を終わらせていただきます。</p>
<p>水野会長</p>	<p>ありがとうございます。      数字が急に出てまいりまして、私自身こういう教育を受けているのですが、正直に言いますと、学生の時はデシベルと聞いてピンときませんでした。デシベルは対数なものですから、数字が大きくなりますとそれ以上に差があります。50デシベルと55デシベルでは、数字の「5」の違いではなく、実際の違いはものすごく大きいのです。      まず、私の立場から補足をさせていただきますと、資料4-1の地図がありますね。用途地域というのがありますが、用途地域の中で第1種低層住居専用地域。会長がこういう言い方をすると語弊があるかもしれませんが、大学の授業などでは、こういう言い方をしています。お嫁に行くならこういう街。つまり、お金持ちの2階建てくらいのもちろん庭付き一戸建ての住宅を作っていこうというのが、第1種低層住居専用地域です。ですから、ここには、煙をもくもく吐き出すような工場などは一切建てられません。そのようにお考え下さい。第1種低層住居専用地域とは、戸建ての住宅の街、高層マンションが建たないような街、そういう街に、今まで騒音や振動の制限がなかったのをきちんと作りましょう、決めましょうというのが、今、審議をさせていただいている狙いでございます。      その下にございます第1種住居地域というのは、第1種低層住居専用地域よりは、住宅ばかりではなく、規模が小さいものであれば生産に適したような建物も建てることのできる街です。狙いをどういう建物の地域にしたいのか、商業にしたいのか、あるいは工場を主体にしたいのかを分けているのが用途地域です。その第1種低層住居専用地域は、最も厳しいといえますか、一戸建て庭付きのセレブな住宅ばかりを集めたところですか。ですから、騒音なんてとんでもない、振動なんて排除してくれ、そういう狙いでございます。      用途地域をまずご理解いただいた上で、そして、資料4-1の2ページ、3ページ目を見ていただきますと、45ディービー、40ディービーというのがデシベルというものです。デシベルというのは、音圧レベルと言っております。物理的に空気の疎密が我々の耳や肌が届く訳です。そのエネルギー量です。ですから、当然、数字が小さければ小さいほど静かだということです。40デシベルよりも10デシベルの方が静かな訳です。「昼間は、45ぐらいまで許してあげるよ。でも、夜になったらもっと小さい40デシベルでないとだめだよ。」という、そういう数字の大きい小さいというのがございます。      それで、2ページの真ん中の段の4番の騒音の規制基準、一番下の5番の振動の規制基準。私が学部教育を受けました昭和50年代は、騒音公害などはノイズポリューションと言っていました。ところが、数年経って大学院に行った頃は、騒音だけではなく振動も含めて、サウンドポリューションと言いが変わってまいりました。「耳にキンキンくる、それは敵わない。」だから、小さい数字で抑えている訳です。昼間でも45デシベルまでなど。振動の方は、耳に聞こえる訳ではなく、肌で感じるものだけでも、これも昼間でも60デシベル、夜だともっと低く、小さな揺れでないとだめだよとしています。専門は建築なので門外漢ですが、規制の精神の狙いの肝の部分だけは、今の乱暴な説明でご理解いただきたいと思えます。      そのようなことで、今まで無指定だったのですが、先ほど市の方から説明がありましたとおり、状況が変わってきております。市の方もやはり良好な街を作っていきたい。その時に、用途地域における建てることのできる建物の種類の約束事だけではなく、騒音と振動に関しても「いくら賑やかであってもこれよりは静かにしてください」という約束事も決めましょうというのが、今、審議をいただいている内容ということでございます。      すいません。私が余計なことをベラベラと話してしまいました。ご意見やご質問などはございますでしょうか。</p>

吉田委員	<p>追加指定の趣旨はよく理解できまして、全く異論はございませんが、昨年4月から工事が開始されている中で、今の時期になってしまったというのは、どういふことかなというのが、まず1つの疑問です。</p> <p>それから、こういうものというのは、いわゆる建築するときも騒音や振動があるでしょうから、工事の始まる前に制定されるのが望ましいかと思いますが、工事が始まってから追加、追加というふうになるのか。また、江別市の中に、まだ制定していない無指定の地域がまだまだあって、これからまたこのようなことがどんどん起きてくるのか、その辺が疑問なのでわかる範囲でお答えいただければと思います。</p>
田中室長	<p>今、委員からご指摘いただいたように、早め早めに指定をしてその枠に掛けるというのがベストな状況かと考えてございます。この地域については、今、お話しのとおり、昨年宅地開発が始まり、それを受けて指定をするということで、体面的には委員ご指摘のとおり遅かった感じは受けております。これについては、各関係部署から情報提供がありました中で今回指定をしようということになったものでございます。今、委員からご指摘いただいた件につきましては、また関係部署と連携をする中で、必要なものについては、早めに対応するような形で進めていきたいと考えてございますが、今回の件につきましては、全庁関係部署からの情報提供があった中で、指定をさせていただいたということでございます。</p> <p>以上です。</p>
水野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに、お尋ねの内容等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
	(質疑終了)
水野会長	<p>これは報告事項ではなく審議事項でございますので、ご承認いただきますと、この後、事務局の方で決まりとするための手続きを進めてまいります。領いていただいておりますので、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(一同了承)
水野会長	<p>ありがとうございます。それでは、当該地域について規制地域に追加することをご承認いただきました。ありがとうございます。</p> <p>報告事項、審議事項、すべて予定されていたものが終わっております。</p> <p>それでは、次第3(4)のその他ですが、事務局から何かございますか。</p>
酒井主査	<p>その他ということですが、事務局からは、特に案件はありません。</p> <p>次回以降の会議については、今、質問等もありましたが、実は、ほかに規制地域に追加を検討している地域がございます。それは、まとも次第、開催したいと考えておりますので、その際は、事務局を通じてご連絡をさせていただきますので、ご多忙のことと存じますが、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
水野会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>報告事項のアとイ、審議事項のアに関しまして、思いついたこと、今思い出したことがあれば、ご意見をいただきたいと思っております。</p>
委員一同	(質問なし)
水野会長	<p>ご発言がないようですので、以上で本日の案件はすべて終了いたしました。長時間にわたりましたこと、私の余分な説明もお許しいただきまして、熱心にご議論いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しいたします。</p>
酒井主査	<p>水野会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回江別市環境審議会を閉会いたします。</p> <p>長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。</p>
8 閉会	(午前10時45分)